

一般財団法人士別市スポーツ協会加盟団体規程

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会定款第9条による加盟団体に関することを定める。

第2条 加盟団体は、本市におけるアマチュア・スポーツを各競技別及び各地域別（上士別・多寄・温根別）に総括代表する唯一の団体でなければならない。

第3条 加盟団体は、毎年度事業終了後、1箇月以内にその年度の事業報告並びに収支決算書を、また、年度始めに事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

第4条 加盟団体は、定款第11条第1項及び加盟団体負担金に関する規程第2条に規定する負担金等を納めなければならない。

第5条 加盟団体は、選出評議員並びに会則その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届けなければならない。

第6条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より下記の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約又は規程
- (3) 組織一覧表
- (4) 前年度事業概況及び収支決算書
- (5) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (6) 役員名簿

第7条 加盟の承認を得た団体は、直ちに第4条に規定する負担金を納めなければならない。

第8条 この規程の変更は、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年11月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別紙

加 盟 申 請 書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会
会長 神 田 英 一 様

加盟団体会長名

印

加 盟 申 請 書 の 提 出 に つ い て

このことについて、別紙のとおり申請書類を添付し、加盟申請をいたしますので、お取計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

- | | | |
|----|------------------|----|
| 1. | 団体規約又は規程 | 1部 |
| 2. | 組織一覧表 | 1部 |
| 3. | 前年度事業概況及び収支決算書 | 1部 |
| 4. | 当該年度事業計画書及び収支予算書 | 1部 |
| 5. | 役員及び会員名簿 | 1部 |